

# 伊達市財政構造改革プログラム

令和7年度～令和9年度



令和6年9月

伊 達 市

# 伊達市財政構造改革プログラム 目次

はじめに-----	1
1 伊達市の財政状況-----	1
2 財政構造改革プログラムの基本方針-----	3
(1) 歳入に見合った収支均衡型の財政構造へ	
(2) 重点推進分野への財源の重点的・優先的配分の徹底	
3 財政構造改革プログラム期間-----	4
4 適正な予算規模-----	4
5 歳出歳入の見直しの視点-----	5
(1) 歳出の見直し視点	
(2) 歳入の見直し視点	
6 財源の重点的・優先的配分の考え方-----	6
(1) 「第3次総合計画」の基本目標体系に対応し、 特に推進していくべき事業	
(2) 「第3期伊達な地域創生戦略」で推進していくべき事業	
(3) その他重点的に推進すべき分野	
7 予算要求・編成方式の見直し-----	6
(1) 予算要求・編成方式の見直し	
(2) 各課等ヒアリングによる事業内容精査の実施	
(3) 行政評価システム（事業評価）の活用などPDCA サイクルの徹底	
8 歳出見直しの具体的方策-----	7
(1) 総人件費の抑制	
(2) 内部管理経費削減の徹底	
(3) 事務事業の見直し	
(4) 補助金及び交付金の見直し	
(5) 投資的経費の規模の抑制	
(6) 業務改革による人的・財政的負担軽減	
(7) 伊達市公共施設等総合管理計画との連動	
(8) 公社の経営統合による財政的負担の適正化	
(9) 公債費の圧縮と平準化	
9 歳入確保の具体的方策-----	9
(1) 市税等収入の確保	
(2) 使用料・手数料等受益者負担適正化の推進	
(3) 未利用財産の活用	
(4) その他の収入の確保	
10 プログラムの推進体制-----	11
(1) 説明責任と情報公開	
(2) プログラムの進捗管理	

## はじめに

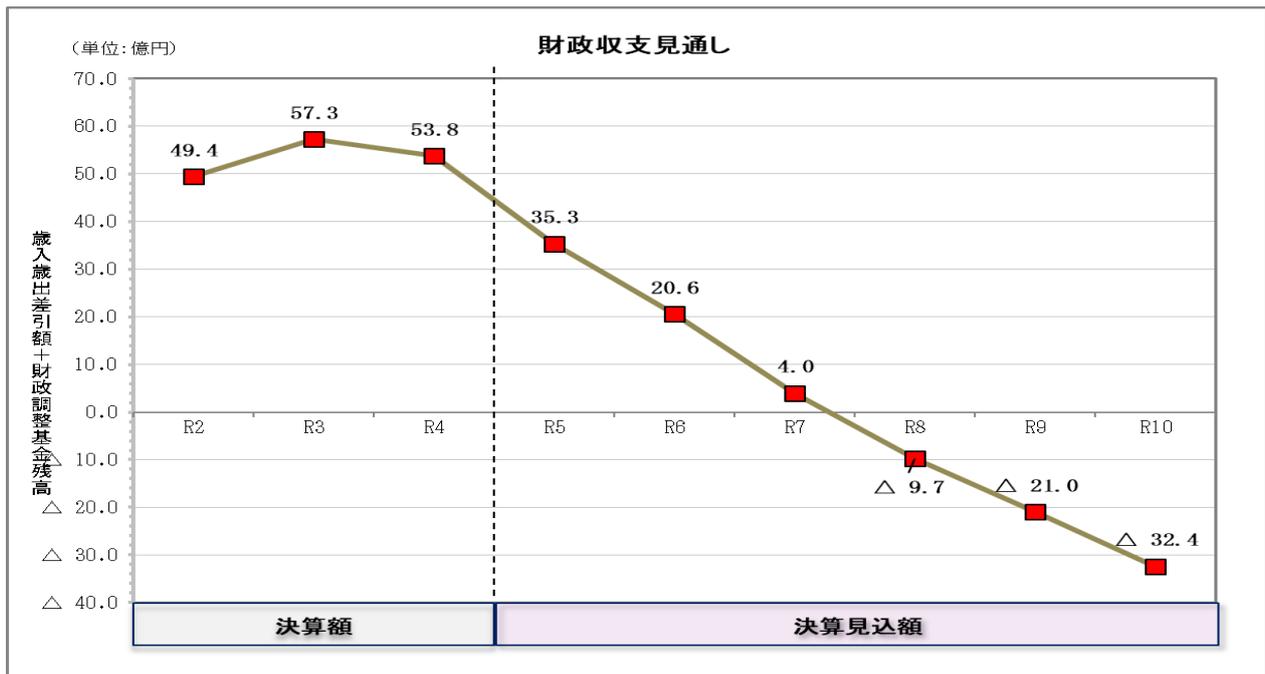
これまで、伊達市財政計画（令和4年度～令和9年度）や伊達市行財政改革指針（第4次）に基づき、中長期的な視点に立った健全な財政運営に取り組んできた。

しかしながら、自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応、人口減少や物価高騰の影響により、基金に頼らざるを得ない厳しい予算編成状況となっており、令和6年度当初予算後の財政調整基金残高は約8.5億円で、大幅な財源不足が今後も続いていくことが予測される。

今後も引き続き、きめ細やかに安定的な住民サービスを提供していくためには、健全で柔軟な財政構造へと変革が不可欠であるため、計画期間において取り組んでいく具体的内容等を記載した財政構造改革プログラムとして策定し、財政改革を行う。

## 1 伊達市の財政状況

### ① 決算シミュレーションにおける財政調整基金の見通し



※令和5年度作成決算シミュレーションより

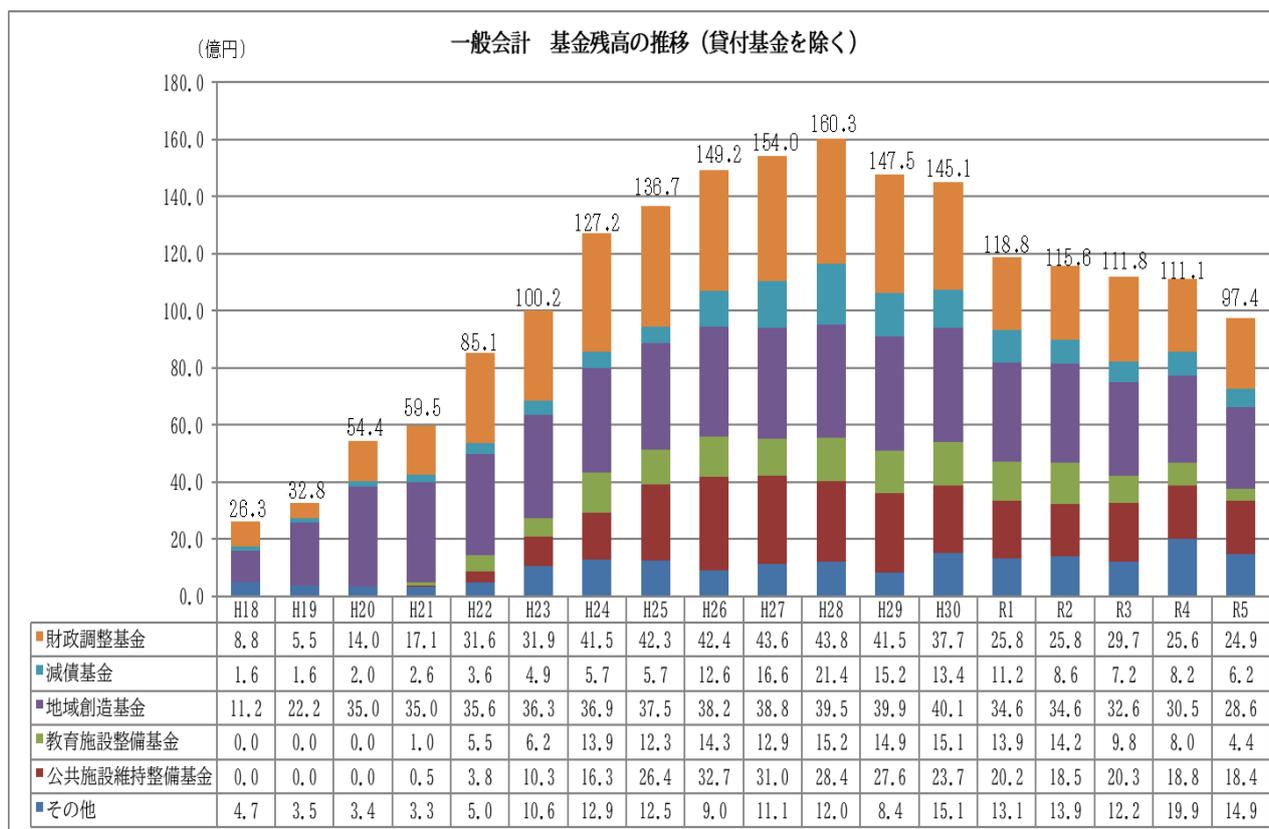
※令和4年度まで：決算額 令和5年度以降：決算見込額

※歳入－歳出に対して財政調整基金を活用（取崩）した場合の財政調整基金の残高の推移

#### 【解説】

- ・歳入－歳出に対して財政調整基金を活用していくと、令和8年度には、財政調整基金残高が枯渇する。

## ② 財政調整基金を含めた基金残高の推移

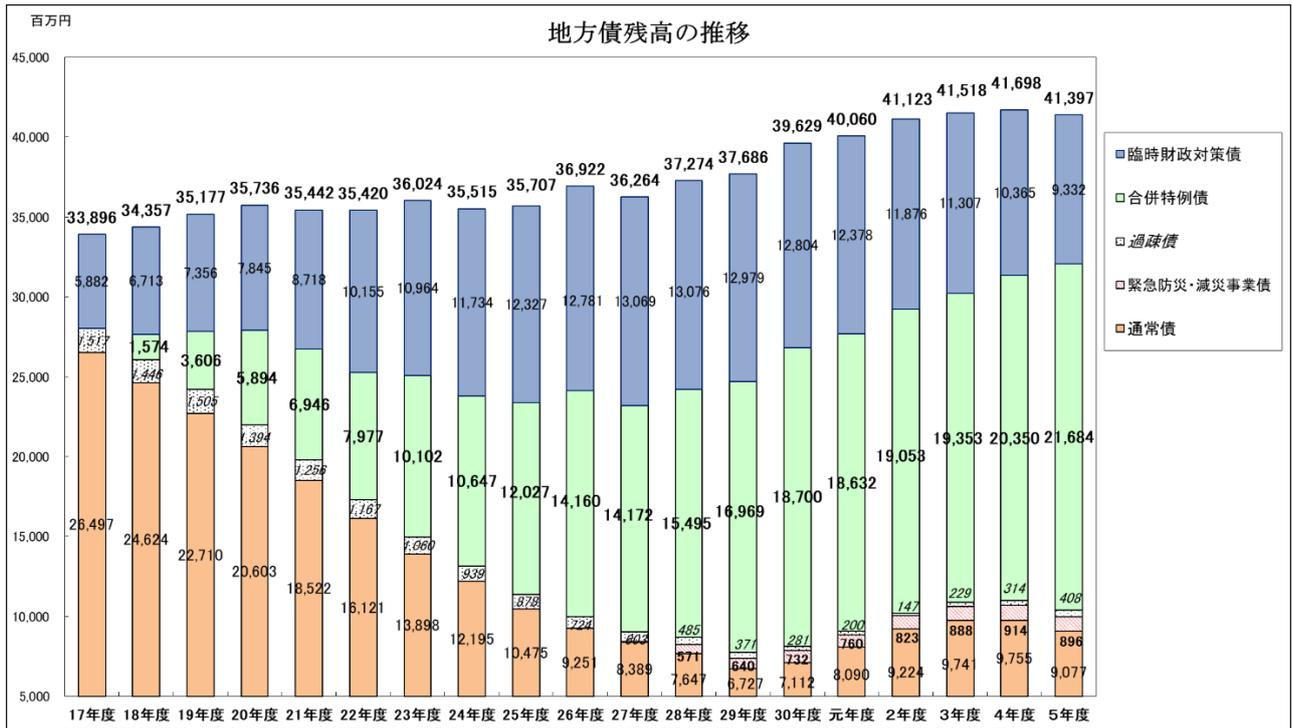


※各年度の決算による各基金の残高

### 【解説】

- ・平成28年度決算時、一般会計基金残高の総額は、最高額の160.3億円となり、財政調整基金残高も最高額の43.8億円まで増加した。しかし、その後は、自然災害による災害復旧事業や新型コロナウイルス感染症対応等へ各基金を活用したことなどにより、基金総額は年々減少している。
- ・財政調整基金については、令和4年度から取崩額の方が積立額よりも多くなり、令和5年度末の残高は24.9億円となった。
- ・令和6年度当初予算では、財政調整基金を16.4億円繰入したため、予算上の残高は8.5億円まで減少している。

### ③ 地方債残高の推移



※令和5年度までの決算より

#### 【解説】

- ・新市建設計画事業にかかる合併特例債の活用(借入)が増えたことにより、合併特例債の残高が増加している。
- ・合併特例債の本格的償還開始に伴い、今後も地方債償還額は増加していく見込みである。

## 2 財政構造改革プログラムの基本方針

### (1) 歳入に見合った収支均衡型の財政構造へ

これまで、財源不足を財政調整基金等の取崩し等によって補い、各般の事業を実施してきた。しかし、基金残高が減少している状況を踏まえ、令和7年度当初予算以降は、段階的に財源不足額を解消することにより、限られた財源を有効活用する予算編成を目指す。

また、財政調整基金の取崩し額を圧縮していき、令和9年度までの3年間を通して、基金に頼らない、歳入に見合った収支均衡型の財政構造へ変革を進める。

### (2) 重点推進分野への財源の重点的・優先的配分の徹底

限られた財源をこれまで以上に効果的・効率的に活用していくため、すべての事業について聖域なく見直しを実施し、重点推進分野への重点的・優先的な配分を徹底する。

### 3 財政構造改革プログラム期間

令和7年度当初予算編成作業を行う令和6年度から取組を開始し、令和7年度当初予算から令和9年度予算までの3年間を集中改革期間として設定する。

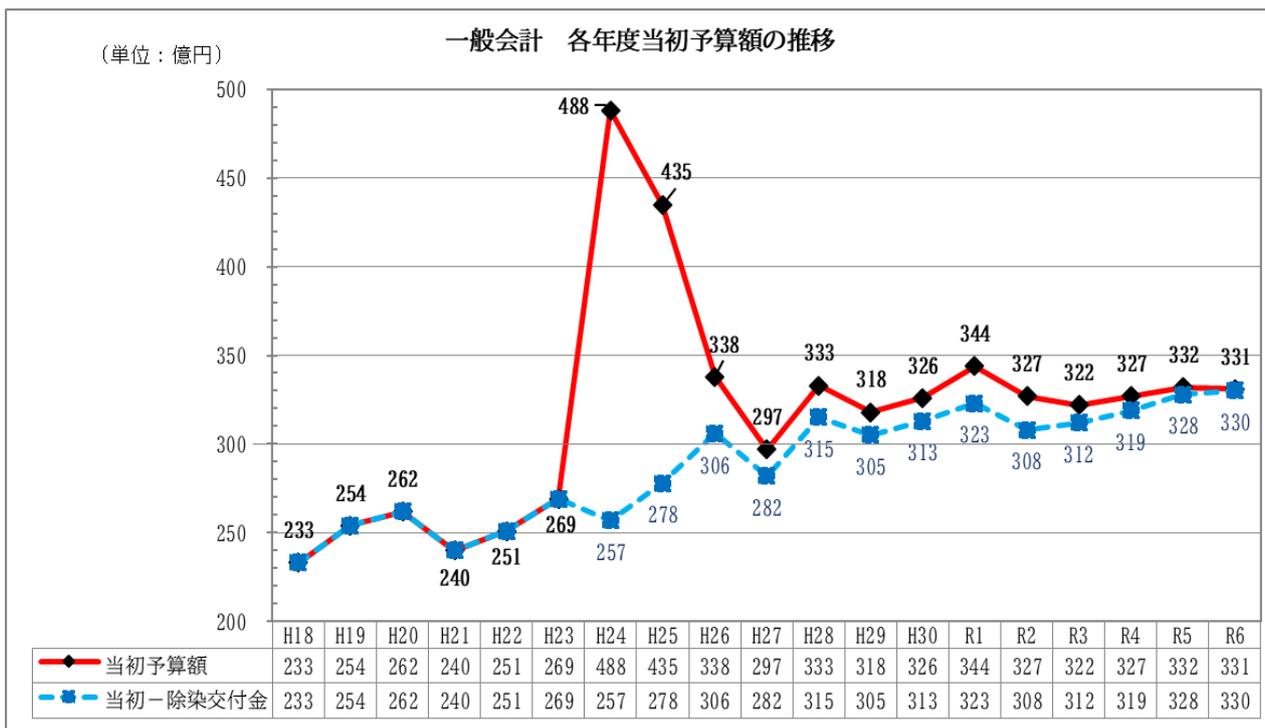
持続的・安定的な財政基盤の確立のためには不断の努力が必要となる。集中改革期間の成果を踏まえ、令和10年度以降も引き続き財政健全化を持続していく。

### 4 適正な予算規模

持続可能な財政運営を推進するにあたり、市の適正な予算規模を明確化する。

歳入に見合った歳出構造を考慮、また財政調整基金の積み増し等を考慮し、290億円程度を適正な予算規模と設定する。

#### ○一般会計における当初予算額の推移



#### 【説明】

- ・震災前の予算規模は約240億円～270億円台を推移していた。
- ・平成24年度488億円のうち231億円、また、平成25年度435億円のうち157億円は除染対策交付金（県補助金）。
- ・震災後は、新市建設計画事業などにおける事業推進を経て、予算規模は約300億円以上で推移している。

## 5 歳出歳入の見直しの視点

### (1) 歳出見直しの視点

簡素で効率的な財政運営を行っていく観点から、次の視点により歳出全般について聖域なく見直しを行うことにより、本市の歳出構造をスリムで機能的かつ弾力性のあるものとする。

#### ①行政の守備範囲、市の役割の精査・見直し

国、県と民間との役割を厳格に見直した上で、民間に任せられることは民間に任せるという発想のもと、市は市でしかできない分野のみを担当する。

#### ②簡素で効率的な行政体制の確立

限られた行政資源を基に、様々な手法を活用して不断に財政改革に取り組み、簡素で効率的・効果的な行政体制を確立する。

#### ③事業の優先度の明確化と重点化

危機的な財政状況では、基本的にすべての分野での事務事業や活動の見直し・縮減が避けられないが、限られた行政資源を効果的に配分し展開する。

また、伊達市第3次総合計画及び第3期伊達な地域創生戦略に掲げる施策から、人口減少対策など優先度の高い施策を選定し、その施策に優先的に行政資源を配分する。

#### ④事業の総数削減など事務事業の整理合理化

現在実施している事務事業については、合併以前からの継続事業も含め、政策上の必要性などの検討を行い、積極的に取捨選択し、統廃合も含めた整理・合理化を進める。

#### ⑤例外ない終期設定による事業の廃止と再構築

新規事業の予算要求に当たっては、スクラップを徹底し、既存事業の廃止・縮減等に主体的に取り組み、それにより捻出された一般財源を新規事業に充てることを基本とする。

### (2) 歳入見直しの視点

経費負担について、市民負担の公平性の観点から受益者負担の在り方を見直し、行政コストの縮減を図りつつ、サービス提供に係る費用等を勘案し、利用料金が無料の施設等にあっては有料化への検討を進める。

自主的・自立的な行財政運営を展開するための財政基盤を強化する観点からも、自主財源確保に向けた取組を推進する。特に、現在取組を進めているネーミングライツ、ふるさと納税や企業版ふるさと納税に関して、新たな視点で検証しつつ推進を検討する。

## 6 財源の重点的・優先的配分の考え方

次の重点推進分野への財源の重点的・優先的な配分を徹底する。

- (1) 時代の変化に的確に対応し、本市のさらなる発展のため、「第3次総合計画」に掲げられた6つまちづくりの基本目標体系に基づき、特に推進していく事業。
- (2) 市民一人ひとりの幸せ度を上げるとともに若者の定着を図るため、「第3期伊達な地域創生戦略」に掲げる3つの基本目標に基づき、特に推進していく事業。
- (3) 市民の生活や福祉、安全・安心や生命に直結する事業や、人口減少社会の中で、本市が持続的に発展していくために必要な成長分野など、喫緊の課題となっている分野に対応する事業など。

## 7 予算要求・編成方式の見直し

財源に限られる中で、多様化する行政課題に的確に対応していくためには、従来の予算編成方式では対応しきれないことから、予算要求・編成方式を見直す。

### (1) 予算要求・編成方式の見直し

これまで実施してきた予算編成方式である「部局別枠配分方式」では、対象外となる経費が拡大し、その効果が薄れてきている。このため、あらゆる歳出分野において聖域なく改革を行うため、すべての事務事業をゼロベースで見直す「一件査定方式」による査定を実施する。

### (2) 各課等ヒアリングによる事業内容精査の実施

当初予算編成期間だけでは抜本的な対応を必要とする分野、施策の検討を行う時間が十分でないことから、年度当初から議論を実施する。

また、効果的な事業の構築と、市としての関与の必要性等について十分な検証を行った上で、事業を予算化する。

### (3) 行政評価システム（事業評価）の活用などPDCAサイクルの徹底

行政評価システムを更に活用し、すべての事務事業についてPDCA（Plan Do Check Action）サイクルを徹底する。

そして、PDCAサイクルの考え方を予算に反映しながら、徹底したスクラップにより新たな施策を展開していく。

## 8 歳出見直しの具体的方策

すべての経費について、前記5の視点を踏まえ、さらに必要性、緊急性、効率性などの観点から原点に立って見直しを行う。

### (1) 総人件費の抑制

定員適正化計画の着実な実施を図るとともに、会計年度任用職員を含めた総人件費の抑制を行う。特に、会計年度任用職員については、必要性及び効果を踏まえた任用を検討する。

### (2) 内部管理経費削減の徹底

これまでも施設の維持管理経費や事務的経費については、厳しく削減を実施してきたが、今まで以上の削減策を実施する。

ペーパーレス化と事務執行方法の改善などあらゆる創意工夫により最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、内部管理経費削減を徹底する。

- ① 消耗品の各課一括購入と事務用（庁用）備品の購入の当面休止
- ② 印刷物の見直し
- ③ 旅費の削減
- ④ 会議等での昼食、飲み物の提供の廃止
- ⑤ 同様業務の一括契約の推進
- ⑥ 外部委託の推進
- ⑦ 調査研究等の委託の必要性の精査
- ⑧ 公共施設の維持管理経費の削減
- ⑨ 使用料、賃借料等の長期継続契約の推進
- ⑩ 公用車の配置見直し

### (3) 事務事業の見直し

事務事業については、例外なく終期設定を徹底するとともに、終期が到来した事業については、必要性等を踏まえ継続・廃止等を検証する。

また、新規事業についても、スクラップした財源の範囲内での事業構築を原則とし、事務事業総数の大幅な削減に取り組む。

- ① 事務事業の総数削減
- ② 組織横断的な事業の集約、統廃合
- ③ 事業における終期設定
- ④ 市として関与の必要性に重点を置いた見直し
- ⑤ 広報事業、キャンペーン、イベントなどのソフト事業の徹底検証
- ⑥ 公共施設の開館日数及び開館時間の縮小
- ⑦ 無料公共施設の有料化

#### (4) 補助金及び交付金の見直し

補助金については、「伊達市補助金ガイドライン」に基づき、次の視点から見直しを実施する。

- ①補助金、交付金のあり方の検討
- ②補助率や補助金額の見直し
- ③補助事業の終期設定（既存事業含む）
- ④補助金の効果検証による廃止
- ⑤繰越金や剰余金、予備費が多い補助団体への補助額減額

#### (5) 投資的経費の規模の抑制

新市建設計画が令和7年度で終了することから、投資的経費の規模は大きく縮減するが、今後は公共施設の老朽化により、修繕や長寿命化対策が見込まれることから、次の視点で見直しを実施する。

##### ①補助事業の活用と起債の抑制

令和9年度に公債費のピークを迎える中、地方債の新規発行を抑制する必要があることから、集中改革期間においてはこれまで以上の公共事業の規模縮減を実施する。

また、投資的経費の財源としては、国県補助金や交付税措置の多い起債を有効に活用し、負担の平準化を図る。

##### ②公共事業全般についての重点化・効率化

公共事業については、施工箇所毎に事業の緊急性、費用対効果等の観点から再点検を実施する。

また、事業実施の優先度について判断するとともに、優先度の低い事業については、進捗調整等を行うなど、当該優先度に基づく一層の重点選別化を実施する。

##### ③新規着手及び新たに構想を策定する施設整備事業の取扱い

実施を決定した事業（既に設計又は建設に着手した事業）についても、不断にその内容や経費について見直しを行うとともに、必要に応じて事業費の更なる抑制や適切な進捗調整を実施する。

新規の施設整備事業については集中改革期間においては原則として調査までとし、構想策定を含め具体的な事業に着手しない。

#### (6) 業務改革による人的・財政的負担軽減

行政事務におけるデジタル化や、適切な業務システムの導入等による業務改革を行い、行政コストの削減と業務生産性の向上を図る。

#### (7) 伊達市公共施設等総合管理計画との連動

中長期的視点から計画的な保全整備を行うことで、維持・更新の合理化を図るとともに、劣化の進行を遅らせ、施設の長寿命化を推進する。

また、施設の性能・機能や将来的な需要などを踏まえて保有施設の適正量を見極め、集中改革期間においては、計画規模の縮減を検討していく。

#### (8) 公社の経営統合による財政的負担の適正化

市の補完的役割を担う公社等との役割分担の明確化を図りながら、事業収入の確保などによる公社等経営の自立を促進するため、補助金、委託料、指定管理料等の名目を問わず、市から公社等外郭団体への財政的負担の適正化を検討する。

#### (9) 公債費の圧縮と平準化

今後数年間公債費の増加が見込まれるため、地方債発行額は、抑制と縮減に努める。

## 9 歳入確保の具体的方策

#### (1) 市税等収入の確保

滞納市税の徴収対策を強化し、滞納市税額の縮減を図るなど市税収入の確保を図る。また、大型商業施設のオープンや新工業団地の操業など、税収増も見込めることから、適確に課税客体を捉えて課税を行う。

さらに、伊達市債権管理基本方針に基づき、収入の確保及び公平性維持の観点から債権の収入未済額の縮減を図る。

#### (2) 使用料・手数料等受益者負担適正化の推進

使用料・手数料については、利用者負担の公平性の観点及び受益者負担の原則に基づき、定期的に見直しを進める。

また、施設使用料については、令和5年度に料金見直し統一化を実施した。その他の施設も適正な設定となっているか定期的な見直しを進めるとともに、その都度改定を検討していく。

なお、手数料についても、他自治体と比較検討しながら必要に応じて見直しを行う。

### (3) 未利用財産の活用

将来にわたり活用計画のない未利用財産については、積極的に売却処分を実施し、処分に時間を要する土地については、売却に向けた条件整備の検討を進める。

### (4) その他の収入の確保

上記以外の収入についても、臨時的措置を含めてあらゆる観点から検討を行い、その確保に努める。

#### ① 保有資産の有効活用

現在実施している市の所有する施設などに会社名やブランド名を付与する権利（命名権：ネーミングライツ）を自主財源確保対策のために積極的に推進する。

市のホームページ上のバナー広告や封筒、印刷物等への広告などを募り、広告収入を確保していく。

#### ② ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の積極的な活用

ふるさと納税は、寄附金を受けた分、交付税が減少することなく、その全額が収入増となる。そのため、財源確保の観点から、対象事業・施策の掘り起こし、選定等を進めながら、伊達市の魅力発信による寄附獲得に繋げていく。

企業版ふるさと納税は、企業が寄附をした場合に税制上の優遇措置が受けられる制度であるため、積極的にメリット等のPRに努めながら活用を推進する。

#### ③ 基金の活用と廃止

特定目的基金については、基金の設置目的に沿った形での取崩し活用の検討を進める。

また、財政調整基金が減少している中、各基金への積立は困難なことから、基金の廃止も検討していく。

#### ④ 地方債の活用

地方債の発行については抑制を基本とするが、活用に関しては、交付税措置等の国の財源措置が有利な地方債を活用していく。

## 10 プログラムの推進体制

### (1) 説明責任と情報公開

プログラムに基づく財政構造改革の取組状況等について、市民にわかりやすい具体的な形で、積極的に公表する。

また、職員1人1人が市の財政運営を自らの問題として取り組み、個々の事業執行において常にコスト意識をもって業務に従事する。

### (2) プログラムの進捗管理

毎年度作成する「財政シミュレーション」により、プログラムに基づく数値目標の設定と進捗管理、達成状況の把握と評価を行う。

なお、プログラム期間終了後においても、プログラム精神を遵守し、不断の見直しを行っていく。

## 伊達市財政構造改革プログラム

令和 6 年 9 月

発 行 伊達市  
編 集 伊達市 財務部 財政課  
住 所 〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地  
連絡先 TEL：024-575-1189  
FAX：024-573-5892

E-M a i l：zaisei@city.fukushima-date.lg.jp

<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/>